

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二〇号）（衆議院送付）要旨

本法律案は、一般の政府職員の給与改定等に伴い、検察官の俸給月額改定等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 平成十七年度官民較差に基づく俸給月額改定

一般の政府職員の給与改定（民間の賃金水準に合わせた給与月額引下げ）に伴い、平成十七年度中の検察官の俸給月額を引き下げる。

二 政府職員の給与構造の変更に伴う俸給月額改定

一般の政府職員の給与改定（民間賃金の低い地域における賃金水準に合わせた給与月額引下げと民間賃金の高い地域に勤務する職員に対する調整手当に代わる地域手当の導入）に伴い、平成十八年度以降の検察官の俸給月額を引き下げる。

三 副検事の号俸増設

号俸の整備等の観点から、現行の副検事一号と二号の間に、検事八号に相当する号俸を新たに設ける。

四 施行期日

一は公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から、二及び三は平成十八年四月一日からそれぞれ施行する。